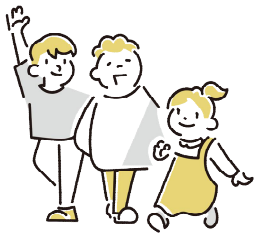
のびのび児童クラブ（放課後児童クラブ）

令和９年度入部案内



京丹波町では、放課後児童クラブ「のびのび児童クラブ」を開設しています。
このたび、令和9年度（令和9年4月から令和10年3月末まで）の募集を開始しますので、利用を希望される場合は期間内に必要書類をご提出ください。

募集期間：令和8年11月16日(月)から12月6日(金)まで

応募書類の提出先：総合福祉課（京丹波町役場本庁内）、瑞穂支所、和知支所（書類の受取りのみ）

※各支所では書類の受取りのみを行います。提出の際は書類の不足や不備などがないようにご確認ください。不明点がございましたら、総合福祉課（0771-82-1800）までお問い合わせください。各支所への問合わせはお控えください。
※令和９年度の途中から利用される場合や、夏休みなど長期休業期間中だけの利用を希望される場合も、上記の期間にお申し込みください。
※現在ご利用中で、令和９年度も引続き利用を希望される方も、申込みが必要です。
※定員を超えた際は、利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。

【お問合せ先】
京丹波町総合福祉課
〒622-0292
京丹波町蒲生蒲生野487番地1
（京丹波町役場本庁内）
電話 0771-82-1800（直通）

町ホームページはこちら

各種様式をダウンロードできます。

令和9年度　のびのび児童クラブの募集について

1. 事業の目的

保護者の就労などにより、放課後や長期休業期間中に家庭での保育が必要な児童に対し、適切な遊びや居場所を提供し、集団生活の中で健全な育成を図ります。

2. 町内ののびのび児童クラブ一覧

クラブ名	定員	場所	対象児童
のびのび1組 （旧のびのび1組 ひまわりを含む）	105人	丹波ひかり小学校敷地内	竹野小学校 丹波ひかり小学校 下山小学校
のびのび2組	60人	瑞穂小学校敷地内	瑞穂小学校
のびのび3組	45人	和知小学校内	和知小学校

※地域・学校ごとの入部を原則としますが、お申し込み状況や特別な事情により、対象のクラブ以外への入部をお願いすることがあります。
※入部・運営状況などにより、定員数を超えて入部を認める場合があります。

3. 対象となる児童

京丹波町内の小学校に在学する児童で、次のいずれかに該当すること。
（1）保護者が就労のため昼間家庭を留守にし、かつ、保護者に代わる者による家庭で適切な保育が受けられない児童
（2）保護者又は家族が病気や看護などのため、家庭で適切な保育が受けられない児童
（3）（1）及び（2）以外の特別な事情により、家庭で適切な保育が受けられないと認めた児童

4. 開設する日と時間について



（1）開設日：**月曜日から金曜日**
第2土曜日（「1. 事業の目的」に基づき、事前の利用申込がある場合のみ開設）
（2）開設時間
学校授業日（授業終了後）…**児童の下校時から午後6時00分まで**
学校休業日（夏休み・冬休み・春休み）…**午前7時50分から午後6時00分まで**
※届出により午後6時15分まで延長利用が可能です。
（3）開設しない日
日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
8月13日から8月16日まで、12月29日から1月4日まで
気象警報の発令などにより学校が休校となった場合
※上記にかかわらず、実施日又は実施時間を変更する場合があります。

5. 保護者の送迎について

のびのび児童クラブからの児童の帰宅の際は、保護者のお迎えをお願いしています。長期休暇期間と振替休業など学校が休みの日は、送り・迎えのいずれも保護者が行ってください。

6. 入部の申込について

★令和8年度から引き続き利用を希望される方も、申込が必要です。

（1）入部申込書に関係書類（提出書類チェック表を参照）を添付の上、**京丹波町総合福祉課、瑞穂支所、和知支所の窓口に提出してください。**書類を審査のうえ、入部の可否を保護者宛てに通知します。各支所では受け取りのみを行います。不明点は総合福祉課へお問い合わせください。
それぞれのクラスにおいて定員を超過せず、入部要件を満たす**すべての児童が入部可能となった場合は、個別の通知に先駆けて、12月下旬ごろに京丹波あんしんアプリ及び町ホームページで入部内定のご案内をいたします。**
※**令和８年度及びそれ以前の年度において、のびのび児童クラブの負担金や保険料に滞納がある方は、令和９年度以降の入部はできません。**速やかにお支払いください。
※令和８年度から担当課が総合福祉課に変更となりました。**教育委員会及び分室の窓口では受付を行いません**ので、ご注意ください。
※**のびのび児童クラブ各クラス及び各こども園では受付を行っていません。**必ず役場の各窓口にご提出ください。

（2）募集期間受付終了後も随時申込を受け付けますが、定員や運営状況によって入部できないことがあります。

（3）定員を超えると、お子様が一時的に入部できなくなる場合がございます。家庭環境の変化などで家庭でお子様を監護できる状況となった際は、退部いただくことで支援が必要なご家庭が入部できるようになりますので、あらかじめ、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

参考：定員を超えた場合の審査基準
①1年生、2年生、3年生、4年生、5・6年生の順（学年や年齢の低い児童を優先）、
②ひとり親家庭
※①、②の状況が同じ場合は、保護者の勤務日数や時間、同じ校区内に祖父母が居住しているかなどを考慮し、優先順位を決定します。
※きょうだいで申し込みの際は、低学年の児童のみの入部となる場合があります。

7. 負担金について

階層	算定の基準	負担金月額（8月を除く月）	負担金月額（8月のみ）
A	生活保護世帯、準要保護世帯、母子・父子世帯	0円	0円
B	所得税の額が0円の世帯	1,000円	2,000円
C	所得税の額が50,000円未満の世帯	3,000円	6,000円
D	所得税の額が50,000円以上の世帯	5,000円	10,000円

（1）**負担金の金額は、児童の保護者の所得を合算した額を基準に算定します。**

（2）監護している18歳未満の児童（令和9年度中に18歳になった方を含む）の人数に応じて負担額が変わります。**2人目の児童は半額に、3人目以降の児童は無料になります。**

（3）区分Aの母子・父子世帯は、児童扶養手当又は福祉医療を受給している世帯のみ、負担金が0円となります。

（4）**上記の負担金のほかに、傷害保険料として児童1人につき年間800円を負担いただきます。**また、特別活動に要する費用が発生した際は別途負担いただくことがあります。

（5）月の途中に入退部される場合も、1か月分の金額をお支払いいただきます。**負担金の日割り計算はいたしません。**

のびのび児童クラブ　入部書類チェック表
ご提出の前にもう一度ご確認ください！



1．12月6日までに提出が必要な書類

	書類の名称	確認事項
□	①入部申込書	・児童1人につき1枚の提出が必要です。
□	②就労証明書	・同一世帯内でお勤めの方全員の分が必要です（祖父母なども含む）。 ・現在の勤務先に作成を依頼してください。 ・2人以上入部の場合は、1部の提出で構いません。
□	③世帯票	・利用誓約書及び同意書欄は申請者本人が自筆。 ・2人以上入部の場合は、1部の提出で構いません。
□	④子どもの様子シート	・児童1人あたり1枚の提出が必要です。
□	⑤緊急時連絡票	・2人以上入部の場合は、1部の提出で構いません。
□	⑥負担区分Aに該当する書類 （該当者のみ）	・必要書類については、下記の（注）を参照ください。 ・2人以上入部の場合は、1部の提出で構いません。

（注）　負担区分Ａに該当する方は、下記の書類の提出が必要です。

該当する世帯	必要な書類
生活保護世帯	保護決定通知書の写し
準要保護世帯	要保護準要保護児童生徒認定通知書の写し
ひとり親世帯	児童扶養手当証書の写し又は福祉医療費受給者証の写し

2．令和9年2月末までに提出が必要な書類

令和9年(2027年）分源泉徴収票 又は確定申告書の写し	・児童の保護者の分が必要です。 ・2人以上入部の場合は、1部の提出で構いません。

源泉徴収票は、お勤めの職場において、1月から2月ごろに発行されます。確定申告書の場合は、できるだけ早期にお手続きのうえ、2月末日までにご提出ください。
保護者の所得状況をもとに負担金を算定しますので、未提出の方は、提出いただくまで階層Ｄ（月額5,000円、8月のみ10，000円）として請求いたします。お支払い期間中（年度の途中）にご提出の場合は、負担金を算定のうえ、過納分があれば還付いたします。

★必要書類が期日までに提出できない場合は、総合福祉課（0771-82-1800）までご連絡ください。

★上記①から⑤までの各様式は、町ホームページからダウンロードすることができます。表紙の二次元コードを読み込むか、「京丹波町　のびのび児童クラブ」などと検索してアクセスしてください。